平成２２年（フ）第１８７１号
堺市堺区三条通６番11号　アルカデア10―301号、前住所堺市堺区翁橋町１丁６番16―1101号
債務者　藤田由美こと仲宗根惠美子こと　姜　惠美子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９７２号
大阪府松原市高見の里４丁目１番24―402号
債務者　山下やす子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９７号
堺市堺区材木町西３丁１番12―３号
債務者　熊坂　深幸
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５８号
大阪府松原市上田７丁目４番４―206号
債務者　三居　幸二
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５９号
堺市東区白鷺町２丁６番７―201号
債務者　堀田　能子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７１０号
札幌市西区二十四軒３条４丁目５番26号　ララコム24Ａ―203号
債務者　柿崎　浩範
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７７１号
札幌市東区北36条東２丁目５番７号　木屋ハイツ２号
債務者　岩木奈緒美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３８号
北海道江別市大麻新町13番地の15
債務者　鈴木　淑子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９０９号
札幌市西区宮の沢１条５丁目21番７号
債務者　岡本　祐二
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３２号
札幌市白石区北郷２条11丁目４番25号　園部ＭＳⅢ―202号
債務者　木村　英一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３３号
札幌市白石区北郷２条11丁目４番25号　園部ＭＳⅢ―202号
債務者　木村千鶴子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８４号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番５―902号
債務者　武田　勝将
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９３号
札幌市白石区川下５条４丁目６番25号
債務者　開米　忠久
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００８号
札幌市北区北15条西２丁目２番１―201号
債務者　須田　幸雄
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６５号
札幌市東区北50条東２丁目５番18号　ベルラ91―101号
債務者　阿部　逸子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７５号
札幌市西区発寒８条14丁目516番地208　レヴェランス101号
債務者　佐藤　　翔
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０９４号
札幌市西区発寒12条３丁目８番18号　さくら荘12号
債務者　大巻　義明
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部